

板橋区旧区立特別養護老人ホーム施設整備補助金交付要綱

(令和6年3月19日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区立特別養護老人ホームの民営化に伴い、次条第1項の法人に対し、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する特別養護老人ホーム（同項各号に掲げる施設に限る。以下「特別養護老人ホーム」という。）の施設の整備に要する経費の一部を区の予算の範囲内で補助することにより、運営法人の計画的な施設整備を促進し、利用者サービスの維持向上を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第2条 この補助金の交付対象は、次に掲げる施設（以下「対象施設」という。）を設置し、特別養護老人ホームの事業を適正に運営する社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人（以下「法人」という。）とする。

(1) 特別養護老人ホームみどりの苑（所在地：東京都板橋区前野町五丁目9番3号）

(2) 特別養護老人ホームいずみの苑（所在地：東京都板橋区東坂下二丁目2番22号）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは交付の対象としない。

(1) 法人住民税を滞納している法人

(2) 暴力団（東京都板橋区暴力団排除条例（平成24年東京都板橋区条例第28号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(3) 法人の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの。

3 次の各号のいずれかに該当する法人に対しては、補助金の全部又は一部を交付しないことができる。

(1) 老人福祉法、介護保険法（平成9年法律第123号）、社会福祉法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反したもの

(2) 社会福祉法その他の法律の規定に基づき国の行政機関の長及び地方公共団体の長が実施する指導検査における行政指導（文書による指導に限る）について、度重なる指導にもかかわらず、改善しないもの又は改善の見込みがないもの

(補助金の交付対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、対象施設の躯体工事に及ばない別表1に掲げる内容の大規模改修工事とする。

2 この補助は、1件の契約金額が100万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の工事を対象とする。

(補助金の交付対象費用)

第4条 この補助金の交付対象費用は、対象施設の整備に必要な施設整備費及び特別な理由により区長が特に必要と認めた工事費とする。ただし、次の各号に掲げる費用は対象としない。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収に要する費用
- (3) 既存建物の解体撤去及び仮設建物に要する費用
- (4) 門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の外構整備に要する費用
- (5) 意匠に要する費用
- (6) 職員の宿舎に要する費用
- (7) その他整備費として適当と認められない費用

(補助金の交付額)

第5条 この補助金の交付額は、別表2に掲げる補助基準額と補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額(ただし、総事業費からその他の収入額(移行時特別積立預金を含む。)を控除した額がこれを下回る場合はその額)に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

- 2 前項の補助対象経費とは、施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費とする。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費及び工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
- 3 前項の工事事務費とは、工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費及び工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、区長が特に認めた場合はこの限りでない。

(計画協議)

第6条 この補助金の交付を受けようとする法人(以下「申請者」という。)は、整備計画書に関係書類を添えて、別に定める期日までに、区長に協議しなければならない。ただし、協議の必要がないと区長が認めたときは、この限りでない。

(交付申請)

第7条 申請者は、交付申請書(別記第1号様式)に、関係書類を添えて、別に定める期日までに区長に提出しなければならない。

(変更交付申請)

第8条 交付の決定後の事情変更等により、交付決定の内容を変更しようとする場合は、

変更交付申請書（別記第2号様式）に関係書類を添えて、別に定める期日までに区長に提出しなければならない。

（交付決定及び通知）

第9条 区長は、第7条又は前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合は補助金の交付を決定し、補助金の交付申請又は変更交付申請を行った者（以下「補助事業者」という。）に交付決定通知書（別記第3号様式）により通知し、適当と認められない場合は補助金の不交付を決定し、不交付決定通知書（別記第4号様式）により通知する。

（補助条件）

第10条 補助金の交付決定には、別紙の補助条件を付すものとする。

（交付時期）

第11条 補助金は、次条に規定する実績報告により、区長が補助事業の完了を確認し、補助事業者が、第14条に規定する交付請求書を区長へ提出した後に一括して交付する。ただし、区長が特に認めた場合には、補助事業の着工を確認のうえ前もって交付することができる。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに実績報告書（別記第5号様式）を区長に提出しなければならない。

2 前項の規定による提出は、別に定める日又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了した日のいずれか早い日までに行うものとする。

（補助金額の確定等）

第13条 区長は、前条の規定により実績報告を受けた場合は、実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に確定通知書（別記第6号様式）により通知する。

（交付請求）

第14条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、交付請求書（別記第7号様式）に、関係書類を添えて請求するものとする。

(消費税等に係る税額控除の報告)

第15条 補助事業者は、第10条の規定により付された別紙の補助条件第7条に規定する報告を、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(別記第8号様式)により行うものとする。

(関係書類の管理保管等)

第16条 申請者は、補助事業に係る収入と支出の関係を明らかにした帳簿を備え、収支の事実に係る証拠書類を整備し、補助事業の完了後5年間保管しなければならない。

(準用)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付及び要件に関して必要な事項は、東京都板橋区補助金等交付規則(昭和42年板橋区規則第3号)に定めるところによる。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほかこの事業の施行に必要な事項は、健康生きがい部長が定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別 紙

補助条件（第 10 条関係）

（民間補助金との重複禁止）

第 1 条 この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付郵便葉書等寄付金配分金又は公益財団法人 J K A 若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならない。

（承認事項）

第 2 条 次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

（1）補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

（2）補助事業の内容のうち、次のアからエまでのいずれかを変更しようとするとき。

ア 建物の規模又は構造

イ 建物等の用途

ウ 入所定員又は利用定員

エ 工事の内容

（ア）工期変更を伴う工事

（イ）工法及び位置の変更を伴う工事

（3）補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

（状況報告等）

第 3 条 補助事業者は、補助事業の進捗状況について、定期的に報告しなければならない。

また、補助事業の適正を期する必要から報告又は帳簿書類等の提出を求められたときは、適切に対応しなければならない。

（事故報告）

第 4 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由及び遂行の見通し等を速やかに書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

（財産処分の制限）

第 5 条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、「補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成 20 年 7 月 11 日厚生労働省告示第 384 号）に定める期間を経過するまで、区長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（財産の管理義務）

第 6 条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(消費税仕入控除税額の報告)

第7条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別記第8号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに区長に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（一支社、一支所等を含む。）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（本社、本所等を含む。）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき区長へ報告を行うこと。

また、補助事業者は、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を区に返還しなければならない。

(財産処分に伴う収入の納付)

第8条 補助事業者が、区長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を区に納付させることがある。

(関係書類の管理保管等)

第9条 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

また、補助事業に係る支払領収書については、支払い完了後速やかに提示しなければならない。

(契約の相手方等からの資金提供の禁止)

第10条 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄付金等の資金の提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

(一括下請負の禁止)

第11条 補助事業を行うために締結するいかなる契約についても、契約の相手方が当該補助事業を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(事情変更による決定の取り消し等)

第12条 この補助金の交付決定後、事情変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

(補助事業の完了時期)

第13条 補助事業は、補助金の交付の決定に係る会計年度中に完了しなければならない。ただし、区長が特に認めた場合は、この限りでない。

(補助事業の遂行命令)

第14条 区長は、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業を遂行することを命ずることができる。

2 区長は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、補助事業の一時停止を命ずることができる。

(是正措置)

第15条 区長は、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための処置をとるべきことを命ずることがある。

2 補助事業者は、前項の命令により必要な処置をした場合は、改めて関係書類を添えて、実績報告書(別記第5号様式)を区長に提出しなければならない。

(決定の取り消し)

第16条 次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令又は規則に基づく命令に違反したとき。

(4) 交付決定を受けた者(法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。)が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額が確定した後においても適用する。

(補助金の返還)

第17条 前条の規定により補助金の交付決定を取り消された場合において、すでに補助金が交付されているときは、区長の指示するところにより、その補助金を返還しなければならない。

2 交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、区長の指示するところにより、その補助金を返還しなければならない。

(違約金及び延滞金)

第18条 区長は、前条の規定により補助金の返還を求めたときは、申請者に補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付させるものとする。

2 区長は、補助金の返還を求めた場合において、申請者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付させるものとする。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

4 区長は、第1項又は第2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるとき

は、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(違約加算金の充当)

第19条 区長は、前条第1項の規定により違約加算金の納付を求めた場合において、申請者の納付した金額が返還を求めた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を求めた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第20条 区長は、第18条第2項の規定により延滞金の納付を求めた場合において、返還を求めた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

(他の補助金等の一時停止等)

第21条 補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他の同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

別表1（第3条関係）

補助事業における対象工事

区分	内容
(1) 施設の一部改修	経年劣化により使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
(2) 施設の付帯設備の改造	経年劣化により使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
(3) 施設の模様替	① 入所者の生活環境の改善を目的として行う居室、浴室、食堂等の内部改修工事 ② 居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事
(4) 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	アスベストの処理工事及びその後の復旧等に関連する改修工事
(5) 消防法、建築基準法等関係法令の改正により、新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法設備等（スプリンクラー設備等を除く。）について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備
(6) 土砂災害等に備えた施設の一部改修等	① 土砂災害等危険区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等 ② 緊急災害時用の自家発電設備の整備

別表2（第5条関係）

補助基準額（特別養護老人ホーム（併設ショートを含む。））

	基準単価（単位：円）	適用単位
補助基準額	120,000,000	1施設当たり

注) 実績に基づき区の予算の範囲内で交付する。

別記第1号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

所在地
法人名
代表者

板橋区旧区立特別養護老人ホーム施設整備補助金交付申請書

標記の件について、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

（1）補助事業の計画書及びこれに係る収支予算書

（2）前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

別記第2号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

所在地
法人名
代表者

板橋区旧区立特別養護老人ホーム施設整備補助金変更交付申請書

標記の件について、下記のとおり補助金の変更交付を申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 添付書類
 - （1）補助事業の変更計画書及びこれに係る変更後の収支予算書
 - （2）工事請負契約書の写、設計監理契約書の写
 - （3）前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

別記第3号様式（第9条関係）

年 月 日

様

板橋区長

板橋区旧区立特別養護老人ホーム施設整備補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった、板橋区旧区立特別養護老人ホーム施設整備補助金について、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 補助条件 別紙のとおり

別記第4号様式（第9条関係）

年 月 日

様

板橋区長

板橋区旧区立特別養護老人ホーム施設整備補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった、板橋区旧区立特別養護老人ホーム施設整備補助金について、下記の理由により不交付決定したので通知します。

記

（理由）

別記第5号様式（第12条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

所在地
法人名
代表者

板橋区旧区立特別養護老人ホーム施設整備補助金実績報告書

標記の件について、下記のとおり実績報告をします。

記

- 1 精算額 金 円
- 2 添付書類
 - （1）補助事業の計画書及びこれに係る収支決算書
 - （2）事業の完了を確認できる全景及び室内主要部分の写真
 - （3）工事請負契約書の写、設計監理契約書の写
 - （4）前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

別記第6号様式（第13条関係）

年 月 日

様

板橋区長

板橋区旧区立特別養護老人ホーム施設整備補助金確定通知書

年 月 日付けで交付決定のあった、板橋区旧区立特別養護老人ホーム施設整備補助金について、下記のとおり補助金額を確定したので通知します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付確定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付決定額 | 金 | 円 |

別記第7号様式（第14条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

所在地
法人名
代表者

板橋区旧区立特別養護老人ホーム施設整備補助金交付請求書

年 月 日付けで交付決定のあった、板橋区旧区立特別養護老人ホーム施設整備補助金について、下記のとおり交付請求します。

記

1 請求額 金 円

2 添付書類

（1）口座振替依頼書

（2）前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

別記第8号様式（第15条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

所在地
法人名
代表者

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付けで交付決定のあった板橋区旧区立特別養護老人ホーム施設整備補助金について、交付決定通知書により付された条件に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金確定額又は事業実績報告額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

（注）別添参考となる書類（2の金額の積算内訳等）